

大阪市公告第70号

次の健康増進法（平成14年法律第103号）第38条第2項及び健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第6項並びに附則第3条第4項の規定による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

令和6年10月24日

大阪市長 横山英幸

証票番号	氏名	発行年月日	亡失年月日
5520035	森下 加央梨	令和5年11月1日	令和6年9月11日

（健康局総務部総務課）